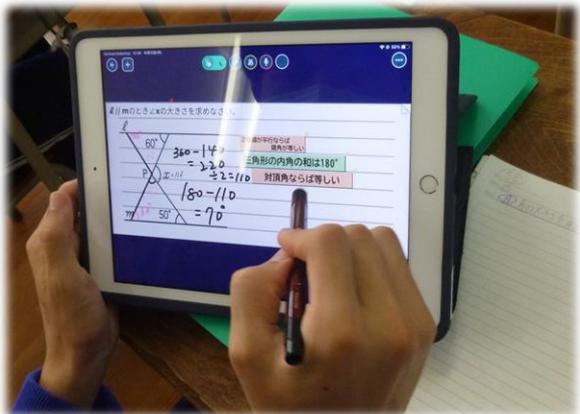


宮古市教育大綱

(令和7年度～令和11年度)



宮古市
令和6年12月



I はじめに

本市は、「教育立市」を最重点施策の一つに据え、地域の実情に応じた教育の振興を着実に進めてきました。

新型コロナウイルス感染症の流行により急速に進んだICT（情報通信技術）の活用にも的確に対応してきました。

これからも目まぐるしく変化する時代にあって、教育の本質を見失うことなく、市民一人ひとりが自分らしく生きることができる都市（まち）の実現を目指し、本市の教育行政を進めてまいります。

II 位置づけ・期間

宮古市教育大綱の位置づけは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3の規定に基づき、国の教育振興基本計画を参酌し、宮古市総合計画との整合を図りながら、宮古市の教育、学術及び文化の振興に関する施策の目標や根本となる方針を定めています。

宮古市教育大綱の期間は、令和7年度から宮古市総合計画基本構想2020-2029（令和2年度～令和11年度）の目標年次である、令和11年度までとします。

III 基本目標「郷土を誇り次代につなぐひとづくり」※1

持続可能な地域社会を形成していくためには、郷土を思い、愛する気持ちを礎として自己実現のための夢や希望を持ち、歩んでいくひとづくりが求められています。

今を生きる市民一人ひとりの多様な学びが、次世代に伝わり繋がっていくことを目指します。

そのためには、

- 子どもの「確かな学力、豊かな心、健康な体」の定着を通して、社会を生き抜くための「生きる力」を育む学校教育の充実を図ります。
- 誰もが個性を伸ばしながら学び続けることができる生涯学習の環境づくりを推進します。
- 誰もがライフステージ・ライフスタイルに応じた生涯スポーツに取り組める環境づくりを推進します。
- 地域の文化・芸術への理解を深める取り組みと、地域の風土に培われてきた貴重な文化財を保存・活用し、後世に伝え残す取り組みを推進します。

※1 宮古市総合計画基本構想2020-2029（令和2年度～令和11年度）における教育の基本施策に掲げています。



IV 教育振興の施策・基本的方策

1 学校教育の充実

今日の子どもは、物質的な豊かさや便利さとともに、将来の予測が困難な時代^{※2}の中で生活しています。

子ども一人ひとりの情報活用能力を向上させるとともに、情報モラルの指導を徹底し、教育分野におけるデジタルトランスフォーメーション^{※3}を推進する必要があります。

このような状況において、子どもの「生きる力」を育み健やかな成長を促すためには、知・徳・体にわたる「生きる力」をより具現化し、「知識及び技能」「思考力、判断力、表現力等」「学びに向かう力、人間性等」の資質・能力を、バランスよく身に付けさせていくことが求められています。

教職員の指導力向上や学校体制の充実のほか、教育環境の整備を進め、学校、家庭、地域の役割と責任を改めて認識しながら、連携していく必要があります。

※2 グローバル化や情報化が進展する中、多様な主体が速いスピードで相互に影響し合い、一つの出来事が広範囲かつ複雑に伝播し、先を見通すことが益々難しくなっている時代。

なお、子どもたちが将来就くことになる職業の在り方についても、技術革新等により大きく変化することになると予測されている。

※3 デジタル技術やデータを駆使して作業の一部にとどまらず社会や暮らし全体がより便利になるよう大胆に変革していく取り組み。

(1) 確かな学力を育む教育の推進

- 「子どもがどのように学ぶか」を視点とし、幼保小連携や小中連携を図りながら、「子どもを主語にした学び」の実現に取り組みます。
- ICT機器の効果的な活用により、「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実を通して、各教科等における主体的・対話的で深い学びへとつなげます。
- 放課後学習支援事業等を継続することにより、児童生徒の基礎的・基本的な内容の確実な習得を目指すとともに、学習習慣の確立を図ります。

(2) 豊かな心を育む教育の推進

- 友好都市等交流事業において、子ども間の交流を深め、郷土が育んできた伝統や文化を大切に作る心の育成と今後のまちづくりに参画する意識を醸成します。
- これまでの復興教育を通して学んだものを引き継ぐとともに、防災の視点を重視してさらに取り組み、復興・発展を支える人づくりを推進し、「ふるさと宮古」に誇りを持つことができるよう指導の充実を図ります。
- 学校図書の実践や学校図書館支援員の配置により、学校の読書活動及び読書指導を推進し、子どもの豊かな知性や感性等を育みます。
- 子どもの発達段階に応じたキャリア教育^{※4}の推進を図ります。また、環境・エネルギー教育の充実を図ります。

※4 将来、子どもが社会的・職業的に自立し、社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現するための力を育成する教育。



(3) 健康な体を育む教育の推進

- 子どもが積極的に運動に取り組むことができる教育環境づくりを進めます。
- 中学校の部活動を支援するとともに、部活動の地域移行が円滑に進むように学校と連携して取り組みます。
- 日常の健康観察を重視し、定期健康診断などによる保健管理の徹底を図るとともに、健康教育及び食育、口腔衛生の充実を図ります。

(4) 特別支援教育の充実

- 障がいがある子どもを含めたすべての子どもにとってわかりやすい授業づくりに取り組みます。
- 特別支援教育支援員の配置や就学支援相談員の配置により、障がいなどがある子どもに対する支援体制の充実を図ります。
- 個別の教育支援計画の策定を推進し、関係機関と連携しながら子ども一人ひとりに応じた支援を行います。

(5) 相談・支援体制の充実

- 子どもの不登校やいじめ等に適切に対処するため、専門的知識を持った相談員や支援員を配置します。
- 大規模災害等による心のケアも含めた家庭、地域、関係機関との連携による教育相談体制の整備・充実を図ります。
- 子どもの実態把握の一つとして「1人1台端末」を活用したアンケートを定期的に実施し、課題の未然防止と早期発見・早期対応に役立てます。

(6) 教育環境の充実

- 「1人1台端末」の機器更新や学校のネットワーク改善など、ICT教育環境の整備をさらに推進し、子ども一人ひとりの情報活用能力の向上に繋がります。
- コミュニティ・スクール^{※5}を有効に活用し「地域とともにある学校づくり」の推進を図るとともに、保護者や地域の評価を学校運営に生かしていきます。
- 経済的な理由により就学が困難な子どもの保護者に対しては、学用品費の給付などの就学支援を行います。
- 遠距離通学する子どもに対しては、通学時の交通手段の確保を図ります。
- 高校・大学等への進学希望者に対しては、奨学金の無利子貸与による学費の一部支援を実施します。
- 少子化による学校の小規模化に対応するため、学校間連携を積極的に推進していきます。
- 小中学校の学校給食費完全無償化を継続して実施します。

※5 保護者をはじめ、多様な地域の団体や機関の代表から構成される学校運営協議会を設置する学校をコミュニティ・スクールと呼ぶ。

学校と保護者や地域住民等がともに知恵を出し合い学校運営に意見を反映させることで、地域と一体となって「地域とともにある学校づくり」を進める体制。



(7) 学校施設・設備の充実

- 学校施設の防犯設備を整備します。
- 老朽化した学校施設は、脱炭素化を念頭に計画的に改修などを行います。
- 津波浸水想定区域内にある学校施設の移転について検討します。

2 生涯学習の推進

生涯にわたっていつでも自由に学習機会を選択でき、学習で得た知識や技能等が成果として適切に地域の発展や社会参加活動に生かされる生涯学習社会の実現を目指しています。

地域の課題解決や身近な学びの基盤として、コミュニティにおける学びの場の充実が求められています。

家庭を取り巻く環境が変化する中、社会全体で子どもの社会性や自立心等の育ちをめぐる課題に向き合い、親子の育ちを支えていくことが求められています。

市民の主体的な学習活動や社会参加活動を促すには、学校、家庭、地域社会や社会教育団体との連携・協力を促進する必要があります。

(1) 推進体制の充実

- 市民の学習活動に対する関心の多様化や高度化に応えるため、関係機関、団体及び市民等との連携・協働を進めます。
- 「宮古市生涯学習推進本部^{※6}」及び「宮古市生涯学習推進会議^{※7}」を中心として、いつでも、どこでも、だれでも学習できる環境づくりを進めます。

※6 生涯学習に関する施策を総合的、効果的に推進するために設置された全庁的な市の内部組織。

※7 生涯学習に関する施策を市全体で総合的、効果的に推進するために行う民間委員による会議。

(2) 学習環境の整備

- 公民館、生涯学習センター、図書館の社会教育関連施設間の連携を充実させ、市民の学習機会の拡大を図ります。
- 老朽化した社会教育関連施設は、脱炭素化を念頭に計画的に改修などを行います。



(3) 読書まち宮古の推進

- 市民が広い視野と豊かな心を育む読書に親しむまち「読書まち宮古」を推進します。
- 乳幼児期から本に親しむ習慣を育むため、ブックスタート事業や読書ボランティアなどによる読み聞かせ活動の充実を図ります。
- 就学後は読書習慣の形成に取り組み、成人においては生涯にわたって読書に親しみ、心豊かな人生を過ごせるよう数多くの本との出会いを支援します。
- 身近なところに本のある環境づくりに努めます。

(4) 学校・家庭・地域の連携と協働

- 「地域とともにある学校」「学校を核とした地域」をつくるため、コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的な取り組みを推進します。

(5) 家庭及び青少年の学習活動の支援

- 家庭、地域の教育力の向上を図るため、学習機会の提供や相談体制づくりを進めます。
- 主体的に学ぶ人間性と心豊かな青少年を育成するため、体験学習や学習支援を通して社会全体で子どもを育てる環境づくりを進めます。

(6) 成人の学習活動の支援

- 余暇の充実やキャリア形成等、多様化する学習ニーズに対応するため、生涯を通じて、自分にふさわしい学習を選択できるよう学習機会の提供を行います。
- 生涯学習を通じて地域コミュニティの基盤を支え、地域の将来を担う人材の確保・育成を図ります。

(7) 生涯学習関係活動団体の支援

- 生涯学習活動や地域づくり活動を行うNPOや団体・グループに対して、継続的な活動が図られるよう、助言や指導を行います。
- これらの団体などと連携して、多様化する市民の価値観や学習ニーズに対応した学習機会の提供を図ります。



3 スポーツ・レクリエーションの振興

スポーツ・レクリエーションは、各世代によりニーズも多様化し、豊かな生活を営むうえでは欠かせないものとなっています。

スポーツは「する」楽しさ以外にも、人と人との交流、地域と地域との交流を促進し、地域の一体感を醸成します。

また、スポーツを「みる」楽しさやボランティアとして「ささえる」楽しさを享受することが、地域社会の活力につながっています。

国のガイドラインで、中学校の休日の部活動の地域移行が示されたことから、学校、地域、競技団体と連携した取り組みが必要です。

競技スポーツにおいては、競技力の向上を図るため、指導者の確保・育成が求められています。

(1) 推進体制の充実

- スポーツ関係団体と連携・協力しながら、市広報、ホームページやSNS等での情報発信を行います。
- スポーツイベントの開催に伴う参加者や観客との交流を推進します。
- スポーツツーリズム※8による交流人口の拡大に向けて、大会や合宿の誘致を進めます。
- 連携協定を締結した大学や関係団体・関係機関と協力しながら、スポーツ・レクリエーションの推進体制の充実を図ります。

※8 プロスポーツの観戦者やスポーツイベントの参加者と開催地周辺の観光とを融合させ、交流人口の拡大や地域経済への波及効果などを目指す取り組み。

(2) 活動機会の提供

- 市民一人ひとりのライフステージに応じた競技会やスポーツ・レクリエーション活動を推進します。
- 各種大会、講習会や教室を開催するほか、スポーツ・レクリエーション団体の支援、総合型地域スポーツクラブの育成・充実を図ります。
- 中学校の休日の部活動の地域移行に向けて、学校、地域、競技団体と連携して取り組みます。

(3) 指導者等の確保・育成

- 最新の指導法を学ぶ研修会や講習会等を開催し、指導者の確保・育成に取り組みます。
- スポーツ大会等に関わるボランティアの確保・育成に取り組みます。



(4) アスリートの育成強化

- トップアスリート、トップチームの高度な技術や練習環境に触れる機会を提供します。
- 各団体がアスリートの育成、競技力向上のために行う講習会や実践指導に対する支援を行います。
- 上位大会へ進出したアスリート、チームの大会参加に対する支援を行います。

(5) スポーツ環境の整備

- 市民がライフステージに応じたスポーツ・レクリエーションに親しむことができるよう、体育施設を適正に維持管理します。
- 老朽化した体育施設は、脱炭素化を念頭に計画的に改修などを行います。

4 文化^{※9}の振興

本市は、幅広い分野の芸術文化の推進と縄文時代から始まる数多くの文化財の保存活用に取り組んでいます。

芸術文化は、多様化するニーズにより、新たな芸術文化が次々と生み出される一方で、長年続けてきた芸術文化団体の中には、参加者の高齢化により、活動が困難な状況にある団体があります。

スポーツと同様に、芸術文化の部活動においても、国のガイドラインで、中学校の休日の部活動の地域移行が示されたことから、学校、地域、芸術文化団体と連携した取り組みが必要です。

また、東日本大震災以降、コンサートや各種催しなどの開催により支援をいただいている団体とのつながりを今後も大切にしていける必要があります。

文化財は、近年、維持管理が困難になった神社や石碑、空き家の解体による古文書史料などの保存に関する相談が増加しており、地域の歴史文化の継承が危ぶまれています。

こうした現状を踏まえ、2024年（令和6年）7月に文化財の保存・活用に関するマスタープランとアクションプランを兼ねる「宮古市文化財保存活用地域計画」を策定しました。

この計画に基づき、「地域総がかり」で文化財を守り、活かし、伝える体制の構築を図り、文化財の継承を図っていく必要があります。

※9 文化庁のホームページでは、最も広く捉えた定義として「人間が自然とのかかわりや風土の中で生まれ育ち身に付けていく立ち振る舞いや衣食住をはじめとした暮らし、生活様式、価値観など、人間と人間の生活にかかわることの総体を意味している」と記述。



(1) 芸術文化の推進体制の充実

- 芸術文化団体と連携・協力しながら、イベントの開催内容等を広く周知するため、市広報、ホームページやSNS等での情報発信を行います。
- 落語や演劇、オーケストラコンサートなど、多くの市民が芸術文化に触れる機会を提供します。
- 東日本大震災以降、支援をいただいている団体とのつながりを今後も大切に、市民が心の平穏を保ち、また心を豊かにする取り組みを推進します。

(2) 芸術活動の機会の提供

- 芸術文化団体がジャンルや垣根を超え広く交流し、より創造性のある活動ができる環境づくりを進めます。
- 小中学校団体鑑賞や児童生徒作品展示等、児童生徒に対する芸術鑑賞・創作発表の機会を提供します。

(3) 芸術文化の人材育成

- 本市ゆかりのアーティストや、復興支援で訪れるアーティスト・芸術活動団体との交流を通して、トップレベルで活躍できる人材や、将来にわたり地域の芸術活動を担う人材の育成を図ります。
- 地域に根づく芸術文化団体の後継者育成などの活動に対する支援や助成を行います。
- 中学校の休日の部活動の地域移行に向けて、学校、地域、芸術文化団体と連携して取り組みます。

(4) 活動拠点施設の整備充実

- 芸術文化活動の拠点施設である市民文化会館の建物・設備の老朽化が進んでおり、脱炭素化を念頭に計画的に改修などを行います。

(5) 文化財の保存・活用

- 未指定文化財を含めた「地域の宝」の掘り起こしや出土資料の学術研究など、計画的な調査・研究と資料収集を推進します。
- 宮古市文化財保存活用事業費補助金の活用により、文化財の修復や民俗芸能の伝承など、文化財の着実な保存・管理と支援に取り組みます。
- 宮古市総合防災ハザードマップと文化財の分布をリンクさせ、災害リスクを把握するとともに、防災・防犯体制の整備を進めます。
- 重要な文化財をデータベース化し、ICTの導入と魅力的な情報発信を推進します。
- 崎山貝塚縄文の森ミュージアムや北上山地民俗資料館で行っている体験プログラムを引き続き実施するとともに、「まつり」行事などをボランティアや地域と協働で実施します。また、三陸ジオパーク協議会など関係機関との連携による文化財の公開・活用を図ります。
- 文化財を地域総がかりで保存・活用する体制として連携会議を運営するとともに、ボランティアと次世代の担い手を育成し、文化財の継承に努めます。



V おわりに

本市は、その目指すべき都市の将来像を『「森・川・海」とひとが調和し共生する安らぎのまち』としています。

これは、本市の特徴である森・川・海がつながる豊かな自然からの恩恵を受け、人々が交流を通じて多様な産業が結び付き、私たちが心の豊かさゆとりを実感し、自らの個性と能力を発揮していくことのできるまちづくりを進めていこうとする考えを示しています。

その実現には、市はもとより、市民、地域の団体などがそれぞれ主体性をもって、共に支え合い、みんなで取り組んでいくことが大切です。

そして今、幸福度や満足感を示す概念として、経済的な豊かさのみならず、精神的な豊かさや健康までを含めて幸福や生きがいとして捉える「ウェルビーイング」という考えが重視されています。

まさに、市民憲章に掲げる

「宮古 みんなが やすらぐ このまち みやこ」

そう思える宮古をみんなで作りたい

本市は挑戦し、前に進み、より良い未来となるよう「次代を担う子どもたちはみやこの宝」を合言葉に、力強く『教育立市』を掲げ、教育行政を推進していきます。

《表紙の写真》

左上：室蘭市交流事業の様子

右上：はなまるフレンズ（乳幼児期家庭教育学級）・高校生ふれあい体験の様子

左中：授業中のタブレット使用の様子

右中：第9回宮古市長杯スナッグゴルフ大会兼 スナッグゴルフ対抗戦第3回岩手県予選の様子

左下：落語教室の様子

右下：遺跡の現地説明会の様子